

# ～ 求職者・労働者のみなさまへ～

株式会社サイノスでは平成27年労働者派遣法の改正に伴いまして下記の措置を実施しております

## 雇用安定措置

同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある方に対し派遣終了後の雇用を継続させる措置

- ①派遣先への直接雇用の依頼
- ②新たな派遣先の提供(合理的なものに限る)
- ③当社での(派遣労働者以外としての)無期雇用
- ④その他安定した雇用の継続を図る措置

※雇用を維持したままの教育訓練、紹介予定派遣等、省令で定めるもの

## キャリアアップ措置の実施

雇用している派遣労働者のキャリアアップを図るため

- ・段階的かつ体系的な教育訓練
  - ・希望者に対するキャリア・コンサルティング
- を実施する

特に、無期雇用の派遣労働者に対しては、長期的なキャリア育成を視野に入れ教育訓練を実施

## 均衡待遇の推進

派遣労働者から求めがあった場合、以下の点について派遣労働者と派遣先で同種の業務に従事する労働者の待遇の均衡を図るために考慮した内容を説明する

- ①賃金の決定
- ②教育訓練の実施
- ③福利厚生の実施

平成27年9月30日

株式会社サイノス  
代表取締役 植竹 宣夫